



令和6年度児童福祉施設等 指導監査結果報告書



吹田市福祉部福祉指導監査室



第1 指導監査の実施状況

目的



吹田市では、「児童福祉法」、「吹田市社会福祉法人等指導監査要領」等に基づき、指導監査を実施しています。関係法令・設置基準等に照らしながら、必要な助言及び指導又は、改善を求めることにより、施設等のサービスの質の確保及び利用者支援の向上並びに適正な運営が確保されることを目的としています。

実施状況

指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、一般監査については法令等に基づき、定期的かつ計画的に行うものとされています。

保育所、小規模保育事業所及び児童館については、児童福祉法施行令第35条の4及び第38条に基づき、実地による指導監査を毎年度実施しています。

認定こども園（幼保連携型）については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条に基づき、立入検査を実施しています。頻度についての定めはないですが、児童福祉施設が原則として1年に1回以上実地検査を行うこととの均衡に留意し、吹田市ではおおむね2年に1回以上実施しています。

また、認可外保育施設については、厚生労働省の「認可外保育施設指導監督の指針」に基づき、届出対象施設においては年1回以上の立入調査を実施しています。

そのほか、重大な事故が発生したとき又は発生する可能性が高いと判断したときや、度重なる一般監査においても改善が見られないときなどに随時「特別監査」を実施しています。

一般的な指導監査の流れ

① 施設調書・現況報告書等の提出



② 指導監査実施通知を送付



③ 指導監査の実施



④ 監査結果通知の送付



⑤ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）



⑥ 改善状況報告書の確認・再指導



次回監査
への反映

施設・事業区分別指導監査実施状況

区 分	対象数 (A)	実施数（内） (B)	実施割合 (B/A) ※2
保 育 所 （公立 12、私立 36 施設）	48	48	100%
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 （公立 3、私立 13 施設）	16	11 ※3	69%
小 規 模 保 育 事 業 等 （公立 1、私立 43 施設）	44	44	100%
児 童 館 （公立 12、私立 1 施設）	13	12	92%
認 可 外 保 育 施 設 ※1	61	53	87%
合 計	182	168	92%

※1 居宅訪問型22施設、企業主導型14施設、届出対象外施設2施設を含みます。

※2 実施割合は、小数点以下四捨五入しています。

※3 指導監査の頻度について定めはなく、児童福祉施設が原則として1年に1回以上実地検査を行うこととの均衡に留意して実施しており、吹田市ではおおむね2年に1回以上実施しています。

令和6年度の実施状況について

(1) 保育所

48施設全て実地による指導監査を実施しました。

(2) 幼保連携型認定こども園

16施設のうち11施設に対し、実地による指導監査を実施しました。

(3) 小規模保育事業等

44施設全て実地による指導監査を実施しました。

(4) 児童館

公立の児童館12施設全て実地による指導監査を実施しました。

私立の1施設については、運営状況等を考慮し、令和6年度の実施を見送りました。

(5) 認可外保育施設

① 施設型39施設のうち、37施設に対し、実地による立入調査を実施しました。

② 居宅訪問型22施設のうち、16施設に対し、国の指針に基づき、立入調査に代えて
集団指導（講習等の方法）を実施しました。

第2 指導監査・立入調査の実施結果

区 分	文書指摘施設数	文書指摘件数	口頭指摘件数
保 育 所	15/48	24	223
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園	4/11	16	96
小 規 模 保 育 事 業 等	1/44	4	156
児 童 館	0/12	0	0
認 可 外 保 育 施 設	8/53	12	3
計	28/168	56	478

※ 文書指摘があった場合は、改善報告書の提出を求め、改善状況の確認を行っています。
軽微な指摘は 監査時に口頭で指摘し、改善を指導しています。

(1) 主な指摘事項

職員処遇については、職員の定着促進に向けた対策を講じることや、施設長を含めた出退勤の労働時間の把握について適切に行うよう指導しました。また、労働基準法の改正に応じて、適切に運用するよう助言しました。その他、令和5年5月にこども家庭庁より保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関するガイドラインが発出されたことを受け、施設職員に対し研修等を実施するなど、より一層虐待防止への取組を強化するよう助言しました。

利用者支援については、施設ごとに危険と思われる箇所について具体的に指摘したほか、保育所の自己評価の内容が公表されていない園に対し、ホームページ等で公表するよう指導しました。また、業務継続計画の策定に努めるよう助言しました。

食事提供については、適正な給与栄養目標量を設定することや、給与栄養量が低い園に対しては、給食内容の見直しを行うことのほか、離乳食献立表を適切に作成するよう指導しました。

会計については、引当金計上の誤りや過去に計上した未処理の勘定科目を処理するよう、決算書の作成不備等について指導しました。

(2) 総評

おおむね、管理・運営基準を満たしていました。各園が工夫し、職員が働きやすい職場環境の整備や、施設の安全対策に積極的に取り組まれています。

幼保連携型認定こども園

（１）主な指摘事項

職員処遇については、職員の定着促進に向けた対策を講じることや、書類等の不備について指導しました。また、労働基準法の改正に応じて適正に運用するよう助言しました。その他、令和5年5月にこども家庭庁より保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関するガイドラインが発出されたことを受け、施設職員に対し研修等を実施するなど、より一層虐待防止への取組を強化するよう助言しました。

利用者支援については、施設ごとに危険と思われる箇所を具体的に指摘しました。また、避難及び消火の訓練について、月１回以上実施するよう指導しました。

食事提供については、適正な給与栄養目標量を設定し、目標量にあった給食提供を行うことや、離乳食献立表を適切に作成するほか、加熱調理時の中心温度の記録方法について指導しました。

会計については、小口現金についての適正な運用を規程する等、経理規程の改訂を指導しました。また、適切な勘定科目で計上するよう指導したほか、決算附属明細書の不備について、適切に作成するよう指導しました。

（２）総評

おおむね、管理・運営基準を満たしていました。今後についても、信頼される園づくりやより質の高い保育の提供に努めていただきたいと思います。

小規模保育事業所等

(1) 主な指摘事項

職員処遇については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う規則の見直しや、雇入れ時の健康診断の項目について指導しました。

利用者支援については、避難及び消火の訓練を月1回以上実施するように指導しました。また、事故やヒヤリハット事例について適切に記録を残し、原因究明のため事例分析を行い、再発防止に努めるよう指導しました。

食事提供については、保存食の取り方や使用水の点検、加熱調理時の中心温度の記録について指導しました。

(2) 総評

おおむね、管理・運営基準を満たしていました。なお、苦情解決システム、第三者委員の複数選任、保育所の自己評価公表、第三者評価の受審等について助言を行いました。

児 童 館

(1) 主な指摘事項

避難訓練について、毎月1回以上実施し記録を残すよう指導しました。

(2) 総評

各館・センターにおいて、育児教室など地域の子育て支援に積極的に関わり組まれており、また、学校を始めとした地域との情報交換を行い、相談や連携のできる体制をしっかりと築かれていました。

保護者への個別支援（相談）については、個々の状況に応じ手厚く対応されていました。

認可外保育施設

（１）主な指摘事項

保育室が２階以上にある施設において、認可外保育施設指導監督基準で定める条件を満たしていない施設に対し、基準を守ることがを指導したほか、安全対策や職員配置について指導しました。

居宅訪問型保育事業については、保育に従事する者の資格基準を満たしていない施設に対し、必要な資格を取得するか、研修を受講し修了すること、職員の健康診断を採用時及び年１回実施し、その記録を保存すること、事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう定期的に講習を受講するよう指導しました。

（２）総評

特に保育従事者の適正な配置、事故防止対策、安全性の確保、利用者へのサービス内容の周知等について重点的に確認を行いました。その結果、おおむね、管理・運営基準を満たしていました。また、送迎バスを有する１施設に対して実地調査を行い安全対策を確認しました。

第3 特別監査・随時監査の実施結果

特別監査・随時監査は、施設職員からの通報や利用者から寄せられた情報等により、人員、設備及び運営に関する基準等の違反があると疑うに足りる理由があるときや施設運営等に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるときなど適時適切に行います。

令和6年度は、通報等に基づき、不適切な保育の疑いがあるとして5件、聞き取り調査等を行いました。その結果、改善指導が必要であったため、文書指導等を行いました。状況はすぐに改善したことを確認しておりますが、再発防止策として、改善計画書（報告書）を作成し、継続的に改善への取組を行うよう指導しました。改善計画書の提出後も、定期的に業務報告を徴取したり、一般監査において改善内容を確認しています。